

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 16 日

鳥取県立むきばんだ史跡公園 所長 中山 寧人

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

令和 7 年度むきばんだ史跡公園洞ノ原地区復元竪穴住居（DH02）屋根修理業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 13 日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年鳥取県告示第 593 号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有するとともに、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号）第 4 条に規定する発注工種が建築一般に登録されている者であること。

(3) 令和 3 年度、令和 4 年度及び令和 6 年度に実施した鳥取県立むきばんだ史跡公園茅葺技術者講習会を受講し修了した職員を有する者、若しくは過去 15 年間（公告日を起算日とする。）に同種業務（竪穴住居、高床倉庫等の弥生時代復元建物の建築、修繕等）を行った実績を有すること。なお同種業務の実績については、施工の有無以外（契約金額、工事箇所等）に制限は設けず、元請けあるいは下請けの別も問わない。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日付第 200700191955 号）第 4 条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

3 契約担当部局

鳥取県立むきばんだ史跡公園

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-3324 鳥取県西伯郡大山町妻木 1115-4

鳥取県立むきばんだ史跡公園

電話 0859-37-4000

電子メール mukibanda@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 6 月 16 日（月）から同月 24 日（火）までの間にインターネットの鳥取県立むきばんだ史跡公園のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/mukibanda/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直

接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月16日(月)から同月24日(火)までの日の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、封筒の表に「入札関係書類在中」と朱書きの上、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月2日(水)午前10時 即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日(火)午後5時までとする。)

イ 場所

〒689-3324 鳥取県西伯郡大山町妻木1115-4
鳥取県立むきばんだ史跡公園 体験学習室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札は、紙入札により行うこととし、入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、封筒の表面に案件名、商号又は名称を記載し、密封して提出しなければならない。郵便等による場合で再度入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と回数を明記した封筒に、封筒の表面に案件名、商号又は名称を記載し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札とみなして無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和7年6月24日(火)正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。